

山梨県小学校教員確保推進事業費補助金 制度概要

教員選考
検査
前年度

[大学3年]

教員選考
検査
[大学4年]

教員選考
検査
翌年度

[教諭
採用
1年目]

教諭採用
2年目
以降

1 補助金の交付対象者の要件

【交付要綱第7条関係】

- 次のいずれかに該当する者
 1. 大学又は大学院に在学している学生
 2. 既卒者
- 対象者は、次の要件を全て満たしていることが必要
 1. 補助対象期間、県内の公立小学校に教諭として勤務することを希望する日本学生支援機構の奨学金（第一種奨学金、第二種奨学金）の返還予定又は返還中の者
 2. 本県の教員選考検査を初めて受検
 3. 原則として、教員選考検査通過後にすぐに公立小学校教諭として就業する予定の者（大学院進学等の例外あり）

2 補助金の交付対象者の申請・認定

【交付要綱第6条関係】

- 希望者は、教育長が定める期間に、認定申請書に次の書類を添付して申請
 - ①履歴書 ②奨学金の借入を証する書類 ③在学証明書（学生のみ） ④その他教育長が必要と認める書類
- 教育長は、要件を満たす者を認定

3 補助金の交付対象者の取消

【交付要綱9条関係】

- 教育長は、次に該当することとなった場合は、認定を取り消す
 1. 補助金辞退 2. 奨学金の貸与の取消又は辞退 3. 留年又は1年を超える期間の休学・停学
 4. 退学 5. 選考検査通過後すぐに本県教諭として就業せず（大学院進学等の例外あり） 6. 奨学金返還滞納

4 山梨県公立学校教員選考検査の受検

- 認定を受けた者が、山梨県公立学校教員選考検査を受検し、合格

5 補助金の交付申請・決定

【交付要綱第3条、第10条、第11条関係】

- 次の1～2をいずれも満たす認定者は、補助金を交付申請
 1. 補助対象期間、山梨県内の公立小学校に勤務する見込みの者で、次のいずれかに該当
 - (1) 選考検査を通過し、採用候補者名簿登載後、直近の4月1日に山梨県内の公立小学校の教諭として採用
 - (2) 選考検査を通過し、採用候補者名簿登載後、大学院修学希望で名簿登載期間の延長が認められ、大学院修了後直近の4月1日に県内の公立小学校の教諭として採用
 - (3) 選考検査を通過し、採用候補者名簿登載後、教育委員会の承認により、翌年度の4月2日以降に公立小学校の教諭として採用
 2. 奨学金の返還債務を有する
- 【添付添類】
 - ①返還誓約書 ②連帯保証人の印鑑登録証 ③奨学金の借入を証する書類
 - ④交付対象者認定通知書の写し ⑤その他教育長が必要と認める書類
- 教育長は、申請書を審査し交付を決定。認定者が交付対象者として予定していた数をこえる場合には、選考検査における成績上位の者から順に、予定していた数の範囲内で交付を決定

6 補助金の額・補助対象期間

【交付要綱第4条、第5条関係】

	補助金の額	補助対象期間	補助対象期間から除外される期間
大学生	・大学等卒業前2年間の奨学金貸与額以内	・選考検査の翌年度から10年間	・停職、休業、休職（公務傷病及び結核性疾患を除く） ・育児短時間職員が在職期間から算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
既卒者	・次により計算した額以内 (大学等卒業前2年間の奨学金貸与額) ÷ 10 × (10 - 大学等卒業から本県教諭として採用されるまでの年数)	・大学等卒業の翌年度から10年間	・傷病休暇、介護休暇で30日を超える期間など

※第二種奨学金の場合は同じ区分の第一種奨学金の額が上限 ※補助対象期間は月で計算

7 各年度の報告・補助金の支払

【交付要綱第13条、第14条、第16条関係】

- 補助金の交付決定を受けた者は毎年4月10日までに、次の書類を報告（対象期間終了後は実績報告）
 - ①奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書（滞納、免除がないことの確認）
 - ②交付決定通知書の写し ③概算払請求書（毎年の支払いを求める場合）
- 公立小学校に勤務した月数に応じて概算払い（概算払い請求時に県内の公立小学校に勤務していることが要件）

国公立大学・自宅・第一種奨学金を受給していた者の場合の例 交付決定額 45,000円 × 24ヶ月（卒業前2年） = 1,080,000円 毎年度概算払額 1,080,000円 ÷ 10年 = 108,000円 単位：円

	交付決定額	毎年度概算払額 (概算払をした場合)	教員1年目	教員2年目	教員3年目	教員4年目	教員5年目	教員6年目	教員7年目	教員8年目	教員9年目	教員10年目	教員11年目	交付額
大学生	1,080,000	交付決定額 ÷ 10	0	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	108,000	1,080,000
既卒者 (卒業後4年経過)	648,000 (1,080,000円 ÷ 10 × (10-4) 年)	交付決定額 ÷ 10	0	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	648,000

※概算払の場合は、前年度までの勤務状況を確認し、支払い

8 交付決定の取り消し

【交付要綱第18条、第19条関係】

- 次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し
 1. 離職 2. 免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分 3. 奨学金返還を滞納 4. 奨学金返還を免除
 5. 各年度報告を怠る 6. 虚偽の申告又はその他不正の行為
- 補助金交付額
 - ・取消前の勤務が5年未満 → 支給なし（支給分は全額返還） ※加算金、延滞金が必要なことがある
 - ・取消前の勤務が5年以上 → 勤務期間のみ支給